

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		団体開放の学校プールの利用許可
根拠法令及び条項		新座市立学校施設（プール）の開放に関する規則第5条第1項 学校プールを利用しようとする団体は、学校プール利用申請書を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。
所管部課係名		教育総務部生涯学習スポーツ課スポーツ・青少年係
審査基準	関係条項	(利用の資格) 第4条 学校プールを利用できるものは、開放校の通学区域内の50名以上の住民によって構成され、かつ、責任者として成人が含まれている団体とする。  (禁止行為) 第7条 利用団体は、開放校において次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 学校プールの施設設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。 (2) 指定した場所以外の場所に立ち入ること。 (3) 指定した設備以外の設備を使用すること。 (4) 指定した場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。 (5) 飲酒をすること。 (6) 喫煙その他火気を使用すること。 (7) 騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他に迷惑を及ぼすこと。  (利用団体の責務) 第9条 利用団体は、この規則及び別に定める利用心得を遵守し、事故防止及び学校プールの施設設備の保全に努めなければならない。 2 利用中に生じた利用団体の責に帰する事故に係る責任は、利用団体が負うものとする。
	基準 (未設定の場合はその理由)	次の場合は、利用を許可しない。 (1) 第4条の要件に該当しないとき。 (2) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある使用をしようとするとき (3) 指定暴力団等その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがあり、又その団体の構成員が集団的に又は常習的に反社会的な行為をとることを助長するおそれがある者が使用するとき。 (4) 過去において第7条の禁止行為をしたとき又は第9条の責務を遵守しなかったとき。 (5) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。 (6) その他上記(1)～(5)に準じると認められるとき。
	参考事項	利用に関して第7条の禁止行為及び第9条の責務遵守の条件を付する。
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）